

経営コンサルティング業務報酬基準

平成 23 年改定

davinci partners 合同会社

経営コンサルティング業務報酬基準

弊社にご依頼いただく経営コンサルティング業務につきましては、以下に定める報酬額を申し受けます。

【経営コンサルティング業務の報酬算出根拠】

＝直接人件費＋経費＋技術料＋特別経費＋取引にかかわる消費税額

I. 直接人件費

弊社のコンサルタントが業務に直接従事する場合、当該業務に関して必要となる給料、諸手当、賞与、退職給与、法定保険料等の人件費、1日あたりの額に、当該業務に従事する延べ日数を乗じた額の合計です。

II. 経費

直接経費と間接経費に分けられます。

1 直接経費

印刷製本代、複写費、資料調査費、交通費等のコンサルティング業務に関して直接必要となる経費の合計です。

2 間接経費

事務所を運営していくために必要な人件費(上記 I. 直接人件費は除きます)、研究調査費、研修費、減価償却費、通信費、賃借料(含むコンピューター使用料)、消耗品等の経費です。

III. 技術料

コンサルティング業務において発揮される技術力、想像力、業務経験、総合企画力、情報の蓄積等の対価に相当する額です。

IV. 特別経費

東京 23 区、及び埼玉県内の場合、下仁田 I.C を基点に、往復高速道路料金にて交通費を申し受けます。東京 23 区、及び埼玉県外の場合、J R 高崎駅を基点に実費鉄道料金をご請求いたします。

VII の遠隔地に該当する場合は、次の交通費及び宿泊費を、また備車賃を必要とした場合その他依頼者からの特別の依頼に基づいて必要となる経費(上記 I. 直接人件費及び II. 経費は除きます)の合計です。

鉄道料金(特別急行料金等を含む)	船賃(特別船室、特別料金を含む)	航空賃(高速バス含む)	その他の交通機関の運賃	宿泊費(1泊につき)
指定席相当料金	1 等級	実費相当額	実費相当額	実費相当額

V. 端数計算

上記Ⅰ～Ⅲまでにより算出した報酬額に千円未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てます。

VI. 取引に係わる消費税額

Vにより算出した報酬額に消費税と地方税の規定により算出した額です。

[注意事項]

依頼者からの相談・業務委託等の事項が公的資格者(弁護士、公認会計士、司法書士、不動産鑑定士、税理士等)の業務領域に属する場合、それに係る費用は上記報酬には含まれておりません。その場合の費用は、別途各資格者が報酬を算出します。

VII. 割増料

次の場合は、基本報酬額にそれぞれ定める額を加算します。

(1) 遠隔地割増料

訪問先企業が関東近郊以外、及び島しょ部に存在する場合若しくは宿泊を伴う場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30%相当額

※ 関東近郊とは、一都六県(東京都、神奈川県、埼玉県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県および山梨県、長野県、福島県、新潟県)

(2) 利害関係者交渉の同席

利害関係者との交渉に同席する場合、下記の料金を申し受けます。

■ スポット(顧問以外)・・・52,500円(税込)

■ 顧問先・・・契約上の訪問回数内であれば、料金は発生しません。ただし、規定の訪問回数を超えるような場合、別途、42,000円(税込)を申し受けます。

※上記金額に、別途、実費交通費を申し受けます。

(3) 文書作成費

調査レポート、意見書、その他各種文書を執筆するような場合、執筆料を申し受けます。

■ 執筆料・・・400字以内 5,250円

400字超過毎：5,250円

【davinci partenrs 合同会社・経営コンサルティング契約報酬基準】

【経営に関する相談料】

コンサルティング又は相談に関し、①面談、②電話、③テレビ電話、④書面、④メール、いずれかの方法にて行うものとし、結果・成果にかかわらず、下記報酬をご請求申し上げます。

経営相談に関わる料金表

内容	報酬額
面談相談（2時間）	31,500円
2時間を超える場合、30分毎	5,250円
書面(400字以内)	5,250円
400字を超える場合、400字超過毎	5,250円
調査費(交通費等)	実費

(表記金額は消費税を含みます。報酬は予告無く変更する場合があります)

[報酬のお支払い時期]

- 面談相談料・・・当日現金払い、面談前日までにクレジットカード決済、銀行振り込み(遠方の場合、面談日前日までの決済)
- 延長料金・・・面談日当日及び一週間以内

尚、相談及び業務遂行のため、税務・法律等の分野に関して申し上げる場合がございますが、それぞれの法律の定めによる規定により、本来その職責にはありませんので、税金は税理士・会計士に、法律は弁護士に等、それぞれの法律で定める有資格者にご確認下さい。また、各有資格者斡旋・紹介につきましても法律により禁止されています。あらかじめご了承下さい。

【顧問報酬】

顧問報酬は原則として6ヵ月以上とし、次の報酬を申し受けますが、内容に応じ別途協議させていただきます。

■ 着手金・・・5万円

顧問契約を締結した場合、業務の着手金として5万円申し受けます。

■ 月額報酬額・・・月額報酬は下記のとおり

従業員数	月額報酬額
従業員1名の企業・個人事業	84,000円
従業員数5名以下	105,000円
従業員数10名以下	157,500円
従業員数11名から20名	189,000円
従業員21名から30名	210,000円
従業員31名以上	別途見積り

[報酬のお支払い時期]

■ 着手金・・・前払い

■ 顧問報酬・・・前払い

ご契約時点で、着手金と当月顧問報酬を前払いにてお支払いいただきます。入金を確認できるまで、契約書を締結しても、業務に着手いたしません。

[備考]

- ① 顧問料金の範囲を超える業務のご依頼・ご相談等につきましては、別途基準により算出する報酬が発生する場合があります。その場合は、予めお見積書を提示させていただきます。
- ② 報酬は弊社所定の口座へお振込みによるお支払いとなります。お振込みに要する金融機関への手数料(消費税を含みます)につきましては、お客様のご負担となります。
- ③ 顧問報酬の支払い日より、14日以上、お支払いが無かった場合、利害関係者との交渉等が予定されていても、業務遂行する事はありません。しかし、別途協議があり、分割による支払い、または、数日後に支払い可能との申し出があれば、この限りではない。
- ④ ご相談内容が公的資格者(弁護士、公認会計士、司法書士、不動産鑑定士、税理士等)の業務領域に属する場合の費用は、各資格者が報酬を別途算出します。その場合、①で算出した報酬額とは別に、各資格者への報酬が必要となります。

資金調達コンサルティング報酬算定基準

I. 銀行融資による調達

[顧問先様・スポット共通]

資金調達コンサルティングは、成功報酬型のサービスとなっております。5%を超える報酬は一切いたしません。

■ 成功報酬基準額表

調達額に応じて、成功報酬が変動いたします。

調達額	成功報酬
5百万円未満	5%
5百万円以上～1千万円未満	4.5%
1千万円以上～5千万円未満	4%
5千万円以上～1億円未満	3.5%
1億円以上～3億円未満	3%
3億円以上～5億円未満	2.5%
5億円以上～10億円未満	2%
10億円以上～30億円未満	1.5%
30億円以上～	1%

上記成功報酬に別途消費税が加算されます

報酬額 A (お客様で資料を作成される場合)

■ 基本報酬・・・30,000万円×1.05

基本報酬は、資金調達に係わるアドバイスの対価となっておりますので、調達の成否にかかわらずお支払いいただきます。(顧問先企業様は必要ありません。)

■ 顧問報酬・・・基本報酬と同額

2ヶ月単位でのご契約となります。(顧問先企業様は必要ありません。)

■ 成功報酬・・・報酬基準額表参照

成功報酬は資金調達が成功した場合のみ、報酬をお支払いいただきます。

※ 資金調達コンサルティング報酬の総額が調達報酬の5%を超えるような場合、報酬額から基本報酬を差し引いた金額とさせていただきます。

(例)400万円調達成功の場合、 $400\text{万円} \times 5\% = \underline{20\text{万円}}$ 合計20万円の報酬が発生し、基本報酬額と同額と合わせると、5%を超えるような場合(この場合、26万円)、基本報酬を差し引いた金額を申し受けます $20\text{万円} - 6\text{万円} = \underline{14\text{万円}}$ この場合、14万円をお支払いいただきます。

報酬額 B (弊社で資料を作成される場合)

■ 基本報酬・・・30,000万円×1.05

基本報酬は、資金調達に係わるアドバイスの対価となっておりますので、調達の成否にかかわらずお支払いいただきます。(顧問先企業様は必要ありません。)

■ 顧問報酬・・・基本報酬と同額

2ヶ月単位でのご契約となります。(顧問先企業様は必要ありません。)

■ 資料作成費・・・105,000円×1.05

資金調達に必要な融資申請資料を弊社で作成いたします。調達の成否にかかわらずお支払いいただきます。

■ 成功報酬・・・報酬基準額表参照

成功報酬は資金調達が成功した場合のみ、報酬をお支払いいただきます。

※ 資金調達コンサルティング報酬の総額が調達報酬の5%を超えるような場合、報酬額から基本報酬+資料作成費を差し引いた金額とさせていただきます。

(例)400万円調達成功の場合、 $400\text{万円} \times 5\% = \underline{20\text{万円}}$ 合計20万円の報酬が発生し、基本報酬額と額と合わせると、5%を超えるような場合(この場合、36万円)、基本報酬を差し引いた金額を申し受けます $20\text{万円} - 6\text{万円} - 10\text{万円} = \underline{4\text{万円}}$ この場合、4万円をお支払いいただきます。

II. 出資による調達

■ 基本報酬・・・融資による調達と同額

■ 資料作成費・・・融資資料作成と同額

出資による調達の場合、金額によってはデューデリジェンスが必要な場合があるため、その場合、各専門家に支払う費用をご負担頂きます。その場合、各専門家に見積もりを提示して頂きます。

■ 成功報酬・・・融資による成功報酬に2%上乗せした金額を報酬として申し受けます。

[報酬のお支払い時期]

■ 基本報酬・・・前払い

■ 資料作成費・・・前払い

■ 成功報酬・・・融資実行日、及び、翌日まで

融資実行の翌日までに弊社の指定口座へ入金。翌日が土曜日の場合、月曜日。翌日が祝祭日の場合、休日明けの入金となります。

[備考]

- ① 成功報酬の値下げには一切応じる事はありません
- ② 入金が遅れた場合、年率6%の遅延損害金を請求いたします。
- ③ 故意的に入金されないような場合、法的回収させていただきます。

平成21年5月31日制定

平成23年1月5日改定

代表社員 瀬間 隆司

davinci partners 合同会社

群馬県甘楽郡下仁田町下仁田 476

050-3429-8630